

償還払い請求の手順について

②施設側が、

- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明

上記2点を、対象児童1名につき、月1部ずつ保護者へ交付。

(ファミサポのまかせて会員は活動報告書を保護者へ交付)



認可外保育所・ファミサポ・一時預かり・病児保育等

①毎月の保育料を施設へ支払い。

④宜野湾市より保護者へ施設等利用給付費を給付



市役所



保護者

③保護者は利用月の翌月以降に、

- ・ 施設等利用費請求書(償還払い用)
- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書

上記3点を宜野湾市へ提出。

(ファミサポの利用分については、請求書と活動報告書の2点を提出。)

・ ※初回の償還払いの請求時には、振込先の口座の通帳の写し(支店名、口座番号、フリガナが確認できる頁)の提出、及び身分証のご提示、加えて請求者と口座名義人が異なる場合は委任状のご提出をお願いします。